

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	議会事務局 【問合せ・質問等の先（電話・内線番号）56-0628】
第5次総合計画掲載	基本方針（ ） 基本施策（ ） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>

業務の名称	長久手町議会政務調査費				
(1)根拠法令・条例	長久手町議会政務調査費の交付に関する条例、長久手町議会政務調査費の交付に関する規則				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	2,045 (2,400)	1,903 (2,400)	1,845 (2,400)	(2,400)
(3)補助率	100%（要綱要領で認められる補助率）				
(4)業務期間	開始した年度	平成14年度	終了（予定）年度	年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	議員活動と調査研究の向上					
②補助対象	長久手町議会議員					
③平成22年度実績	平成22年4月に政務調査費（120,000円×17人=2,040,000円）を議員20人中17人に交付決定した。（交付確定額は1,844,902円） （他市町：瀬戸市 年間1人当たり150,000円、尾張旭市 年間1人当たり150,000円、日進市 年間1人当たり150,000円）					
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	（団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %）					
⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	ア	交付確定額 交付決定額	100	85	79	90
	イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

近隣市町と比べて、本町の政務調査費（年間1人当たり120,000円）は妥当である。目的達成のため最低限必要であるため、今後も継続していく予定である。

(7)評価	必要性	4	法律で実施が義務づけられている補助金	総合評価
	有効性	4	互換性がない場合で有効性について該当がない	
				4